

お知らせ

● 自営業・農業に従事しているかたの就労証明書について

ご自身で就労証明書を記入していただき、**根拠資料**を提出していただきます。

根拠資料について以下にいくつか例示しますが、就労証明書の記載内容を裏付けられる(会社名、氏名等が記載されている)ものいずれかの写しを1つ提出してください。

雇用の形態	就労証明書	根拠資料
自営業や農業を営んでいる (経営者や代表者)	ご自身で記入してください。	<ul style="list-style-type: none">・営業許可証・開業届・販売伝票・直近の確定申告書・委託契約書・請求書・領収書・広告やホームページ
親族が営む事業等に従事 している	記載要領を添えて経営者や 代表者に依頼してください。	<ul style="list-style-type: none">・給料明細書や報酬の記録(通帳等)・出勤記録・販売伝票・業務内容がわかるもの

● 親族以外の第三者に雇用されているかたの就労証明書について

就労証明書に添付してある記載要領を添えて勤務先に依頼してください。

就労証明書の様式については、町のホームページからダウンロードができます。

● 就労証明書の注意点について

就労証明書の虚偽等が疑われた場合、役場から就労証明書の記載担当者に問合せ事実確認を行う場合があります。また、虚偽があるとわかった場合、保育の必要性がないとみなし、退園となる可能性があります。また、就労先事業者等に無断で作成又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

※土曜保育、学童クラブに提出する就労証明書とは異なります。